

## 令和7年度有機フッ素化合物環境中残留実態調査結果について

### 1 概要

- (1) 県環境部では、水環境中のPFOS等について、平成28年度に水道水源を除く県内の河川及び湧水等における全県的な水質調査を実施し、平成29年度から高濃度のPFOS等が検出された米軍基地周辺の湧水等における継続的な水質調査を毎年実施している。
- (2) 令和7年度は、7月から10月までに44地点を調査し、環境省が定めたPFOS及びPFOAの指針値(合計50ng/L)を超過した地点数は下表のとおり。

地域区分	指針値超過地点数／調査地点数
普天間飛行場周辺	13／20
キャンプ瑞慶覧周辺	1／1
嘉手納飛行場周辺	12／13
天願川周辺等	3／7
キャンプ・ハンセン周辺	2／3
総計	31／44

- (3) 令和7年度調査での最大濃度は「屋良ヒージャーガー」で2,800ng/L。
- (4) 米軍基地周辺の湧水等におけるPFOS等の濃度について、増減の傾向を把握するためには更なるデータの集積が必要であるものの、令和7年度に調査した44地点の結果について、昨年度までの調査結果と比較すると、多くの地点で過去の調査結果の範囲内で増減している。
- (5) 環境省が指針値を設定した令和2年度(当時は暫定指針値:合計50ng/L)からの調査結果について、指針値を超過した地点数は、28地点から38地点までの範囲で増減している。
- (6) 指針値を超過した湧水等については、環境省が作成した「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」に基づき、飲用に供しないよう、引き続き関係市町及び自治会を通じて周知に取り組んでいる。

### 3 今後の対応

平成31年に県が行った普天間飛行場への立入申請について、令和7年12月に、米側が「立入りを許可しない」と回答したと国から説明があった。今回の米側の回答は、令和7年2月の普天間飛行場周辺の有機フッ素化合物汚染源調査の専門家会議での調査結果等は考慮されていないものであったことから、当該結果を示しながら、再度米軍基地内への立入申請に向けて検討を進めるとともに、周辺調査等を継続する。